



ISSB Update は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の予備的決定を示している。これらの決定の影響を受けるプロジェクトは、[作業計画](#)で見ることができる。

IFRS®サステナビリティ開示基準に関する ISSB の最終的な決定は、IFRS 財団の[「デュー・プロセス・ハンドブック」](#)に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

ISSB は、[2023年2月16日](#)にモントリオールにて会議を行った。

## 関連情報：

- ・ 原文は[こちら](#)
- ・ ISSB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

## 目次

### リサーチ及び基準設定

- ・ [全般的サステナビリティ関連開示（アジェンダ・ペーパー3）](#) 及び [気候関連開示（アジェンダ・ペーパー4）](#)

## リサーチ及び基準設定

### 全般的サステナビリティ関連開示（アジェンダ・ペーパー3）及び気候関連開示（アジェンダ・ペーパー4）

ISSB は、2023年2月16日に会議を行い、公開草案 IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（S1 基準案）及び公開草案 IFRS S2 号「気候関連開示」（S2 基準案）について再審議を実施するとともに、S1 基準及び S2 基準についての書面投票に向けたプロセス（balloting process）を開始するかどうかを決定した。ISSB は以下について議論した。

- ・ サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連する開示を識別するために企業が用いるガイダンスの情報源（アジェンダ・ペーパー3A）
- ・ S1 基準及び S2 基準の発効日、並びに、過去に合意した経過措置（transitional reliefs）の期間（アジェンダ・ペーパー3B 及び 4A）、及び
- ・ デュー・プロセスのステップ並びに S1 基準及び S2 基準についての書面投票に向けたプロセス（balloting process）を開始するかどうか（アジェンダ・ペーパー3C 及び 4B）

### サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに開示を識別するためのガイダンスの情報源（アジェンダ・ペーパー3A）

ISSB は、S1 基準案における要求事項を修正し、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に並びにそれらのリスク及び機会に関する開示を識別する際に、「一般目的財務報告の利用者のニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書」を考慮することを作成者に容認するものの、要求はしないことを暫定的に決定した。

14名のISSBメンバー全員が、この決定に同意した。

また、ISSB は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示を識別する際に、グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）スタンダード及び欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）を考慮することを作成者に容認するものの、要求はしないことを導入することについても暫定的に決定した。これらのガイダンスの情報源は、S1 基準の付録におけるリストに記載される。

当該決定を行う際、ISSB は、関連性のある IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合にのみ、作成者はこれらの情報源を使用することが容認されることを強調した。これらの情報源を使用する際、作成者は以下のことを確実にすることが要求される。

- a. 重要性がある (material) 情報を、これらの情報源に従って開示される重要性がない (immaterial) 情報によって不明瞭 (obscure) にしない。
- b. S1 基準の要求事項を考慮することなく、これらの情報源に従って作成される開示を転用しない。及び、
- c. すべての開示は、利用者の情報ニーズを満たし、重要性 (materiality) の対象となる。

14 名の ISSB メンバーのうち 13 名が、これらの決定に同意した。

#### **発効日 (アジェンダ・ペーパー 3B 及び 4A)**

ISSB は、以下のことを暫定的に決定した。

- a. S1 基準及び S2 基準の両方について、2024 年 1 月 1 日以後開始する年次報告期間から発効することを要求する。14 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。
- b. S1 基準及び S2 基準の早期適用 (early application) を容認することを確認する。14 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。
- c. 企業が S1 基準及び S2 基準の両方を同時に適用した場合に限り、早期適用を容認する。14 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。
- d. 企業が S1 基準及び S2 基準を早期適用した場合、企業はその旨を開示することが要求されることを確認する。14 名の ISSB メンバーのうち 13 名が、この決定に同意した。

ISSB は、短期間の経過措置 (transitional reliefs) を適用している企業が、以下のタイミングでサステナビリティ関連財務開示を報告することを容認することを暫定的に決定した。

- a. 期中報告書 (interim report) を提供することが要求されている場合、翌年度の第 2 四半期又は上半期の期中報告書と同時 (at the same time)
- b. 期中報告書を任意で提供している場合、翌年度の第 2 四半期又は上半期の期中報告書と同時 (at the same time)。ただし、年次報告期間末日から 9 か月以内
- c. 期中報告書を提供することが要求されておらず、かつ、任意で提供していない場合、年次報告期間末日から 9 か月以内

14 名の ISSB メンバーのうち 13 名が、これらの決定に同意した。

また、ISSB は、以下の救済措置は企業が S1 基準及び S2 基準を適用する最初の年次報告期間において利用可能とすることも暫定的に決定した。

- a. サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告するという要求事項からの救済措置 (ISSB の前述の決定に従う。)
- b. スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス (GHG) 排出を「温室効果ガスプロトコル : 企業算定及び報告基準 (the Greenhouse Gas Protocol : A Corporate Accounting and Reporting Standard) 」に従って測定するという要求事項からの救済措置 (企業が S2 基準を初度適用する直前の年次報告期間において異なる測定基礎を用いている場合)、及び
- c. スコープ 3 の GHG 排出を開示するという要求事項からの救済措置

14 名の ISSB メンバー全員が、これらの決定に同意した。

#### **デュー・プロセス及び書面投票に対する承認 (アジェンダ・ペーパー 3C 及び 4B)**

14 名の ISSB メンバー全員は、ISSB が、適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、S1 基準及び S2 基準の書面投票に向けたプロセス (balloting process) を開始するための十分な協議及び分析を完了したことに納得した旨を確認した。

ISSB は、S1 基準及び S2 基準を再公開しない（not be re-exposed）ことを決定した。

14 名の ISSB メンバー全員が、この決定に同意した。

S1 基準及び S2 基準の公表に反対する（dissent）意図がある ISSB メンバーはいなかった。

#### **次のステップ**

ISSB は、書面投票に向けたプロセス（balloting process）を開始する予定であり、2023 年第 2 四半期末に向けて IFRS サステナビリティ開示基準を公表する見込みである。